

マイナンバーQ&A「教えてマイナちゃん」



マイナンバーに関する素朴な疑問について、マイナちゃんが分かりやすく解説します。

Q1 自分のマイナンバーを確認するにはどうしたらいいですか？

マイナちゃん マイナンバーを記載した「通知カード」を平成27年10月以降、市から送付しますので、そこでマイナンバーを確認できます。また、平成28年1月以降、市に申請すると「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」にもマイナンバーが記載されます。さらに住民票の写しを取得する際、希望すれば、マイナンバーが記載されたものが交付されます。

Q2 マイナンバーが導入されると添付書類が不要になるといわれていますが、住民票の写しや戸籍の添付が全て不要になるのですか？

マイナちゃん マイナンバーの導入により、平成29年1月から国の行政機関など、平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、社会保障や税、災害対策の手続きで住民票の写しなどの添付が不要になります。ただし、現時点でマイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められる社会保障や税、災害対策の分野に限られるため、それ以外の分野の行政手続きでは、引き続き住民票の写しなどの添付が必要になります。また、戸籍はマイナンバーの利用対象に入っていないため、番号の利用が始まった後も従来どおり提出していただく必要があります。

Q3 レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などにも個人番号カードを身分証明書として使って良いのですか？

マイナちゃん 個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として広く利用できます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー(個人番号)をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q4 従業員などのマイナンバーは、いつまでに取得する必要がありますか？

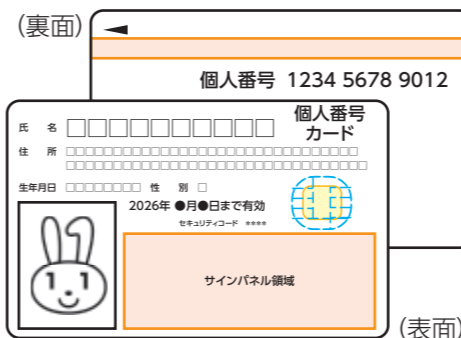
マイナちゃん マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出するときまでに取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。

個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。平成27年10月に通知カードでマイナンバーが通知された後に、市役所に申請すると、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できる他、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できる他、さまざまなサービスに利用できます



カードには機微な個人情報は記録されません
カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などの他、電子証明書などに限られ、所得などの情報は記録されません。

納税システム)をはじめとした各種電子申請などに使用できます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報の他、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚から全ての個人情報がかつてしまうことはありません。

※これまで発行した住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。

個人情報の保護

マイナンバーの導入を検討していた段階で、「個人情報がかつてしまうのではないか」「他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないか」といった懸念の声もありました。そこで、マイナンバーを安心・安全に利用するために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報、年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で

情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。さらに、マイナンバーの情報を含む個人情報のファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体などは、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析します。加えて、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する必要があります。これを特定個人情報保護評価といいます。本市の評価については、ホームページで公開していますのでご覧ください。



詳しい情報は…

マイナンバーの最新情報や各種制度概要、法令などは社会保障・税番号制度(マイナンバー)のホームページ、またはマイナンバー公式ツイッターをご覧ください。

※パソコンの検索画面で

マイナンバー社会保障・税番号制度

を入力後 **検索** クリック!

または **マイナンバー公式ツイッター**
内閣官房社会保障改革担当室
(番号制度)※社会保障・税番号制度の公式アカウント



ご不明な点はマイナンバーのコールセンターへ
☎0570-20-0178

自動交付機が停止します

10月1日(木)から12月28日(月)まで、自動交付機から住民票の写しが発行できなくなります(住民票以外の証明書の発行はできます)。また、12月29日(火)から平成28年1月3日(日)までは、自動交付機の入れ替え作業のため、全ての証明書が発行できなくなります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。



自分の個人情報の確認方法

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、自身で記録を確認する手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)」が稼働する予定です。情報提供等記録開示システムの機能の詳細はマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能の他、次のような機能が入る予定です。



- ・行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能
- ・行政機関などから一人ひとりに合った行政サービスなどのお知らせがくる機能
- ・行政機関などへの手続きを電子的に一度で済ませることができる機能